

町議会の議決を経ずに行った財産の取得について

プレスリリース愛総発第 16 号

令和 6 年 12 月 9 日

愛南町総務課

愛南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、予定価格 700 万円以上の財産取得の場合は、議会の議決を経なければならないと定められています。この度、次の 5 件の物品購入について議会の議決を経ずに行っていたことが判明しました。

1 追認事案一覧

- | | | | |
|---|----------|---------------|--------------|
| ① | 平成 27 年度 | 小学校教師用指導書等の購入 | 12,079,800 円 |
| ② | 令和 2 年度 | 小学校教師用指導書等の購入 | 13,453,990 円 |
| ③ | 令和 2 年度 | 避難所間仕切りの購入 | 19,779,760 円 |
| ④ | 令和 4 年度 | WEB会議用物品の購入 | 10,452,200 円 |
| ⑤ | 令和 6 年度 | 小学校教師用指導書等の購入 | 26,665,760 円 |

2 今後の対応

当該財産の取得について、遡って有効とするため 12 月定例会において財産の取得に追認を求める議案を追加提案します。

3 再発防止策

財産の取得など、議会の議決を経るべき事項について、改めて全庁に周知・徹底を図るとともに、企画財政課入札係が作成する入札一覧を総務課行政係が確認するチェック体制により、再発を防止に努めます。

【お問い合わせ】

愛南町役場総務課 主幹 上田耕平
〒798-4196

南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地

TEL : 0895-72-1211 (代表)

FAX : 0895-72-1214

E-mail : somu@town.ainan.ehime.jp